

養護教諭は、明治38年に「学校看護婦」として採用されて以来、「養護訓導」を経て現在の名称となり、79年の歴史を積み重ねてきました。学校教育法では「児童生徒の養護をつかさどる」と規定され、子どもたちの多様化・複雑化する健康課題に向き合いながら、その専門性を発揮してきました。

こうした実践の蓄積により、平成20年の中央教育審議会答申および平成21年の学校保健安全法では、養護教諭は「学校保健活動の中核」として明確に位置づけられ、その専門性（保健管理・保健教育・健康相談及び保健指導・保健室経営・保健組織活動）が法的にも整理されました。

さらに、令和6年8月の中教審答申では、不登校を含む心身の健康課題の深刻化を踏まえ、養護教諭の配置充実と資質・能力の向上が必要であることが示されました。こうした流れを受け、令和8年4月1日から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、小・中学校における養護教諭の複数配置基準が50人引き下げられることとなりました。これは、全国養護教諭連絡協議会を通じて私たちが重ねてきた要望が形として反映されたものでもあります。

本会は昭和27年に発足し、今年度で74年目を迎えます。先人の実践を基盤に、社会の変化に応じて研鑽を重ね、専門性の確立に努めてまいりました。本年度も、集合研修とオンデマンド研修を組み合わせた研修を企画するとともに、「子どもたちの健やかな成長・発達に向けた養護教諭の支援の在り方～発達理論を踏まえて～」をテーマとした研究調査活動を成果物としてまとめ、10月に発刊する予定です。

また、新規採用者や臨時採用者を含む若手養護教諭への支援を強化し、キャリアステージに応じた研修の充実にも取り組みます。さらに、各校種間の連携を深め、養護教諭の職能団体として資質向上と組織力の強化を図ってまいります。

1 目的

養護教諭の資質の向上を図り、学校保健の推進に寄与する。

2 事業内容

(1) 研修事業

養護教諭研修会、中国地区学校保健研究協議大会、山口県養護教諭研究協議大会 等

(2) 研究調査事業

研究調査活動

「子どもたちの健やかな成長・発達に向けた養護教諭の支援の在り方
～発達理論を踏まえて～」

養護教諭に関する調査

(3) 研究成果刊行事業

研究集録「のぞみ」第70号の発刊

(4) その他、本会の目的達成に必要な事

HP「なつみかん」の保守・更新

会報「Yogo Teachers in 山口」の発行

会の紹介リーフレット（令和8年度版）の作成 等

3 活動方針

(1) 養護教諭の職務に関する基本的・専門的な知識・スキルの習得につながる研修会の企画運営をめざす。

(2) 研究調査活動を通して養護教諭の専門性を探求し、その成果をまとめる。

(3) 広報活動の充実により、情報発信と実践知・研究知等の共有化に努める。

(4) 養護教諭に関わる諸問題の改善に努める。

(5) 養護教諭のネットワークの推進と組織力の充実を図る。